

車輪脱落事故防止資材導入助成金交付要綱

令和7年3月26日 制 定

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）が行う交通事故防止対策事業の一環として、車輪脱落事故防止を図るための資材（以下「資材」という。）の導入を促進するための助成金（以下「助成金」という。）の交付に関して、必要な事項を定め、適正かつ円滑に事業を推進することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、第3条に定める新品資材を、会員事業者（以下「事業者」という。）が新たに導入する費用に対して助成を行う。

(助成対象資材)

第3条 助成対象となる資材は、別表に定めるものとする。

2 資材の装着にあたり、道路運送車両の保安基準に抵触しないこと。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、事業者が当該年度に導入、装着した資材価格の1/2上限200,000円（消費税及び地方消費税は含まない。）とし、申請は1事業者あたり1回を限度とする。なお、リース及びレンタルでの導入は対象外とする。

(助成申請及び助成金の請求)

第5条 助成を希望する事業者は、別紙様式による「車輪脱落事故防止資材導入助成申請書兼交付請求書」（以下「助成申請書」という。）を、協会に提出するものとする。

2 前項の助成申請に必要な添付書類は、別に定める。

(助成申請書の提出期限)

第6条 前条の助成申請書の提出期限は、当該年度3月15日までとする。

2 上記期間内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、第5条の助成申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金を交付する。

(財産の処分制限)

第8条 事業者は、資材導入から起算して1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、他用途への転用、貸付又は担保に供してはならない。

ただし、あらかじめ、協会の承認を得た場合はこの限りではない。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

附則

本要綱は、令和7年4月1日から施行する。